

○国立大学法人筑波技術大学学位規程

平成 22 年 1 月 29 日
規 程 第 2 号

最終改正 令和 8 年 3 月 1 2 日規程第 2 8 号

国立大学法人筑波技術大学学位規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項並びに国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 36 条及び第 68 条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学則第 36 条及び学則第 68 条に規定する学士及び修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、学則第 35 条の規定により本学学部を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位の授与は、学則第 67 条の規定により本学大学院修士課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の審査)

第 5 条 前条の学位の授与に係る学位論文審査に関する事項は、別に定める。

(学位記の様式)

第 6 条 学位記の様式は、別記様式 1 及び別記様式 2 とする。

(専攻分野の名称)

第 7 条 学士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学科・コース等	学位（専攻分野の名称）
産業技術学部	産業情報学科	学士（工学）
	総合デザイン学科	学士（デザイン学）
保健科学部	保健学科	
	鍼灸学コース	学士（鍼灸学）
	理学療法学コース	学士（理学療法学）
	健康スポーツ学コース	学士（保健学）
共生社会創成学部	共生社会創成学科	学士（工学）
		学士（情報保障学）

2 修士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位（専攻分野の名称）
技術科学研究科	産業技術学専攻	修士（工学）
		修士（デザイン学）
	保健科学専攻	修士（鍼灸学）
		修士（理学療法学）
	修士（工学）	
	情報アクセシビリティ専攻	修士（情報保障学）

(学位名称の使用)

第8条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき「筑波技術大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第9条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては当該教授会又は運営会議、大学院にあつては大学院運営委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該教授会、運営会議又は大学院運営委員会が前項の議決を行うに当たっては、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部及び大学院において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、保健科学部保健学科鍼灸学専攻及び保健科学部保健学科理学療法学専攻は、令和8年4月1日以後においても、令和8年3月31日に現に在学する者の属する年次に編入学、転入学、再入学及び移籍する者については、なお従前の例による。

別記様式1（第6条関係）

	〇〇第〇〇号
学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科（〇〇専攻）所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士（専攻分野の名称）の学位を授与する	
年 月 日	
国立大学法人 筑波技術大学長	
	学長の印

様式は、A4判とする。

別記様式2（第6条関係）

修 第 号	年 月 日	を 授 与 す る	を 修 了 し た の で 修 士 （ 専 攻 分 野 の 名 称 ） の 学 位	本 学 大 学 院 修 士 課 程 技 術 科 学 研 究 科 〇 〇 専 攻	年 月 日 生	氏 名	学 位 記
		国立大学法人 筑波技術大学長					

様式は、A3判とする。